



発行 新潟県

第 32 号

令和6年4月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 522 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 523 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 524 海岸保全区域の指定・廃止（漁港課）
- 525 保安林の指定予定（治山課）
- 526 保安林の指定予定（治山課）
- 527 保安林の指定（治山課）
- 528 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 529 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 530 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 531 基本測量の実施通知（監理課）
- 532 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 533 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 534 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 535 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 536 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 537 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 538 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 539 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 540 建築基準法による公開の意見聴取（建築住宅課）
- 541 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更（建築住宅課）
- 542 都市計画の変更案の縦覧（下水道課）

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

選挙管理委員会告示

- 37 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定取消報告（選挙管理委員会）

教育委員会規則

- 3 新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 4 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）



◎新潟県告示第522号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、胎内市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月27日(月)	午前10時から正午まで	胎内市役所本庁車庫	胎内市全域
5月28日(火)	午後1時から3時30分まで		
5月29日(水)		胎内市役所黒川庁舎車庫	
5月30日から令和7年3月14日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第523号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年4月26日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日				
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会						
代表者氏名	代表理事会長 伊藤 能徳						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者名	主たる事務所の所在地
新潟県	上村 一昇	もみ、玄米、大豆	K1515055				
	渡邊 将志	もみ、玄米、大麦、大豆	K1516007				
	布施 眞一	もみ、玄米	K1516093				
	小熊 優子	もみ、玄米	K1517077				
	袴腰 篤	もみ、玄米、大豆	K1519043				
	山田 謙也	もみ、玄米、大豆	K1522031				
	仲川 弘晃	もみ、玄米、そば	K1524041				
	鈴木 理恵子	もみ、玄米、大豆	K1528027				
	見留 宏幸	もみ、玄米	K1529018				
	箱岩 美月	もみ、玄米、大豆	K152022017				
	齊藤 航	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152022033				
備 考	略称『新潟県検査協会』令和6年4月26日農産物検査員10名の登録抹消、1名の氏名変更。検査員合計754名。						

◎新潟県告示第524号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、昭和33年5月31日新潟県告示第806号で指定し、平成2年4月17日新潟県告示第1158号で変更した海岸保全区域のうち江積漁港(江積地区)の区域内の海岸保全区域を廃止する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課及び佐渡市農林水産部農林水産振興課において縦覧に供する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花角 英世

1 海岸名

新潟県佐渡沿岸江積漁港（江積地区）海岸

2 指定区域

基点1から基点6までを順次結んだ線及び基点1と基点6とを結んだ線により囲まれた区域。

基点1 北緯37度50分07秒、東経138度13分18秒の地点

基点2 基点1の地点から109度04分32秒38.266メートルの地点

基点3 基点2の地点から24度45分37秒29.905メートルの地点

基点4 基点3の地点から10度17分41秒35.146メートルの地点

基点5 基点4の地点から358度45分07秒10.607メートルの地点

基点6 基点5の地点から281度12分56秒36.895メートルの地点

3 指定及び廃止年月日

令和6年4月26日

◎新潟県告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年4月26日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市小岩内字水上沢1036の1、1037から1041まで、1043から1045まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第526号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年4月26日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市柏尾字山坂2088の1、2088の2、2089、2096の1から2096の11まで、2098、2106、2119の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第527号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年4月26日

新潟県上越地域振興局長

- 1 保安林の所在場所
新潟県妙高市大字大鹿字松原2791の7、2791の8
- 2 指定の目的
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合の定款の変更を令和6年4月18日認可した。

令和6年4月26日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、糸魚川市の糸魚川市能生土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和6年4月26日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 就任

理事	糸魚川市大字大沢564番地	滝川 一夫 (理事長)
〃	〃 大字桂415番地	宮路 善作
〃	〃 大字小見605番地22	有水 正隆
〃	〃 大字鶉石517番地	小林 忠
〃	〃 大字小見74番地4	笠井 満明
監事	〃 大字小見1987番地	松尾 隆
〃	〃 大字平387番地1	中根 紀夫

就任年月日 令和5年12月19日
- 2 退任

理事	糸魚川市大字大沢564番地	滝川 一夫 (理事長)
〃	〃 大字能生9445番地	井上 二郎
〃	〃 大字小見605番地22	有水 正隆
〃	〃 大字桂415番地	宮路 善作
〃	〃 大字島道944番地1	利根川 正
監事	〃 大字小見1987番地	松尾 隆
〃	〃 大字藤後200番地2	田中 道夫

就任年月日 令和5年12月18日

◎新潟県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
高野	区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業	上越市	令和6年3月18日

◎新潟県告示第531号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間 令和6年5月27日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市

◎新潟県告示第532号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
種類 新潟都市計画区域区分（新潟市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画臨港地区（新潟市決定）
名称 新潟港西港区臨港地区
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
種類 新潟都市計画用途地域（新潟市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第535号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画

の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
種類 新潟都市計画準防火地域（新潟市決定）
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第536号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
種類 新潟都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）（新潟市決定）
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
種類 新潟都市計画用途地域（新発田市決定）
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画地区計画（新発田市決定）
名称 南バイパス沿道地区地区計画
東新町地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第539号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
種類 新潟都市計画用途地域（聖籠町決定）
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第540号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項の規定により、同条第3項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 日時

令和6年5月20日(月)午後7時00分から

2 場所

小千谷市勤労青少年ホーム 2階 軽運動場

小千谷市旭町13-8

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

小千谷市城内二丁目7番5号

小千谷市長 宮崎 悦男

(2) 申請地

小千谷市大字蕨生丙299番地1 外28筆

(3) 主要用途

体育館

(4) 構造・規模

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階

建築面積 3,658.04平方メートル

延べ面積 4,853.11平方メートル

◎新潟県告示第541号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

株式会社建築構造センター

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	本社 東京都新宿区新宿1丁目8番1号 東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 福島事務所 福島県郡山市中町11番5号 群馬事務所 群馬県高崎市八島町262番地 埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 千葉事務所 千葉県船橋市葛飾町2丁目402番3号 神奈川事務所 神奈川県横浜市西区高島2丁目12番6号 長野事務所 長野県長野市南県町1082番地	本社 東京都新宿区新宿1丁目8番1号 東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 福島事務所 福島県郡山市中町11番5号 群馬事務所 群馬県高崎市八島町262番地 埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 千葉事務所 千葉県船橋市葛飾町2丁目402番3号 神奈川事務所 神奈川県横浜市西区高島2丁目12番6号 長野事務所 長野県長野市南県町1082番地

愛知事務所 愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 三重事務所 三重県四日市市浜田町12番18号 大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町3丁目4番15号 山陰事務所 島根県松江市中原町6番地 岡山事務所 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 広島事務所 広島県広島市中区八丁堀15番6号 香川事務所 香川県高松市亀井町2番1号 愛媛事務所 愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 福岡事務所 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目5番10号 長崎事務所 長崎県長崎市万才町3番4号 鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 沖縄事務所 沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号	愛知事務所 愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 三重事務所 三重県四日市市浜田町12番18号 大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町3丁目4番15号 山陰事務所 島根県松江市中原町6番地 岡山事務所 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 広島事務所 広島県広島市中区八丁堀15番6号 香川事務所 香川県高松市亀井町2番1号 愛媛事務所 愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 福岡事務所 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目7番22号 佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目5番10号 長崎事務所 長崎県長崎市万才町3番4号 鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 沖縄事務所 沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号
---	---

3 変更する年月日
 令和6年4月15日

◎新潟県告示第542号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和6年4月26日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 魚沼都市計画下水道
 - (2) 名称 魚野川流域下水道(堀之内処理区)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
魚沼市四日町字金島、破間向の一部
 - (2) 削除する部分
魚沼市四日町字金島、破間向の一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 令和6年4月26日
至 令和6年5月15日
 - (2) 場所
 - ア 魚沼市大塚新田91-4(〒946-0004)
新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整担当
 - イ 魚沼市小出島910番地(〒946-8601)
魚沼市産業経済部都市整備課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ラ・ムー喜多町店

所在地 長岡市喜多町337-1 外

設置者 株式会社西源

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の自動車の出入口の数及び位置）に関する届出

公告日 令和5年12月5日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和6年4月26日から令和6年5月26日まで

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成11年新潟県告示第1221号）8の規定により、令和6年1月から令和6年3月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調達件名及び数量

ネットワークカメラ装置賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 契約方式

一般競争入札

4 落札決定日

令和6年4月3日

5 落札者の氏名及び住所

神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-5

株式会社ノビタス

6 落札価格
67,680,624円

7 入札公告日
令和6年2月20日

8 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和6年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
長岡市わしまコミュニティセンター	長岡市小島谷3434番地4	多目的ホール	151.00	令和6年4月5日
		会議室1	42.00	
		会議室2	48.00	
		会議室3	42.00	
		和室1	40.00	
		和室2	48.00	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
長岡市寺泊体育館	長岡市寺泊上田町7695番地1	体育館	678.00	令和6年4月5日

教育委員会規則

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月26日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(参事等)</p> <p>第28条の2 高等学校には、参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、係長、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任は、事務職員又は技術職員をもつてこれにあてる。</p> <p>3 参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて事務を処理する。</p>	<p>(参事等)</p> <p>第28条の2 高等学校には、参事、副参事、係長、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、主査、専門員及び主任は、事務職員又は技術職員をもつてこれにあてる。</p> <p>3 参事、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて事務を処理する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県立学校管理運営に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月26日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(参事等)</p> <p>第25条 教育庁に参事を、本庁の課、係及び班並びに教育事務所、教育事務所の課及び係に参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、教育庁並びに本庁の課、係及び班並びに教育事務所、教育事務所の課及び係の事務を処理する。</p> <p>(課に置く室の長等)</p> <p>第25条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 室に、<u>管理主事、事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>4 <u>管理主事、事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて室の事務を処理する。</p> <p>(参事等)</p> <p>第27条の3 教育機関に参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>及び副参事を置くことができる。</p> <p>2 <u>参事、事務専門幹、技術専門幹</u>及び副参事は、上司の命を受けて、担当事務を処理する。</p>	<p>(参事等)</p> <p>第25条 教育庁に参事を、本庁の課、係及び班並びに教育事務所、教育事務所の課及び係に参事、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、教育庁並びに本庁の課、係及び班並びに教育事務所、教育事務所の課及び係の事務を処理する。</p> <p>(課に置く室の長等)</p> <p>第25条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 室に、管理主事、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>4 管理主事、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて室の事務を処理する。</p> <p>(参事等)</p> <p>第27条の3 教育機関に参事及び副参事を置くことができる。</p> <p>2 参事及び副参事は、上司の命を受けて、担当事務を処理する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県教育委員会組織規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。